

墨田区組織条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（設置） 第3条 墨田区に次の室及び部を設置する。 企画経営室 総務部 区民部 地域力支援部 産業観光部 <u>福祉部</u> <u>保健衛生部</u> 子ども・子育て支援部 都市計画部 都市整備部 資源環境部 （分掌事務） 第4条 室及び部の分掌事務は、次のとおりとする。 企画経営室～産業観光部 〔略〕 <u>福祉部</u> （1）～（3） 〔略〕 （4） その他社会福祉に関すること。 <u>保健衛生部</u> （1） <u>公衆衛生に関すること。</u> （2） <u>環境衛生に関すること。</u> （3） <u>区民の健康増進に関すること。</u> （4） <u>保健所に関すること。</u> （5） <u>その他保健衛生に関すること。</u> 子ども・子育て支援部～資源環境部 〔略〕	〔同左〕 第3条 〔同左〕 企画経営室 総務部 区民部 地域力支援部 産業観光部 <u>福祉保健部</u> 子ども・子育て支援部 都市計画部 都市整備部 資源環境部 〔同左〕 第4条 〔同左〕 企画経営室～産業観光部 〔略〕 <u>福祉保健部</u> （1）～（3） 〔略〕 （4） <u>公衆衛生に関すること。</u> （5） <u>環境衛生に関すること。</u> （6） <u>区民の健康増進に関すること。</u> （7） <u>保健所に関すること。</u> （8） その他社会福祉<u>及び保健衛生</u>に関すること。 〔新設〕 子ども・子育て支援部～資源環境部 〔略〕

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（墨田区興行場法、旅館業法及び公衆浴場法運営協議会条例の一部改正）

- 2 墨田区興行場法、旅館業法及び公衆浴場法運営協議会条例（昭和 5 0 年墨田区条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「福祉保健部」を「保健衛生部」に改める。

（墨田区大気汚染障害者認定審査会条例の一部改正）

- 3 墨田区大気汚染障害者認定審査会条例（昭和 5 0 年墨田区条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「福祉保健部」を「保健衛生部」に改める。

（墨田区公害健康被害認定審査会条例の一部改正）

- 4 墨田区公害健康被害認定審査会条例（昭和 5 0 年墨田区条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「福祉保健部」を「保健衛生部」に改める。

（墨田区公害健康被害診療報酬審査会条例の一部改正）

- 5 墨田区公害健康被害診療報酬審査会条例（昭和 5 0 年墨田区条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「福祉保健部」を「保健衛生部」に改める。

（墨田区保健衛生協議会条例の一部改正）

- 6 墨田区保健衛生協議会条例（平成 1 5 年墨田区条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「福祉保健部及び墨田区保健所」を「保健衛生部」に改める。